

覚 書

門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会は、

- ・ 不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等（以下「不正薬物等」という。）の密輸は、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に関係するすべての当事者の利益にとって有害であること、そして、商業貨物を利用して行われる可能性があること
- ・ 不正薬物等の密輸防止のため、税関が監視取締りを強化する必要があること
- ・ そのような取締りの強化は、合法的貿易に従事している公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会（以下「保税部会」という。）会員及びその関係者に対し、影響を及ぼす可能性があること
- ・ 税関と保税部会会員との協力関係の強化は、不正薬物等の密輸に対する取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること
- ・ また、そのような協力関係は、保税部会会員及びその顧客等合法的貿易に従事するすべての当事者にとっても有益なものであること

等を踏まえ、不正薬物等の密輸防止に資するため、次のとおり合意した。

- （１）門司税関と保税部会との協力関係をさらに強化すること。
- （２）門司税関と保税部会会員との協力関係の強化方法について、共同して検討していくこと。
- （３）門司税関及び保税部会会員が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。
- （４）門司税関と保税部会会員との協力に関するガイドラインを門司税関及び保税部会会員に対し周知徹底するよう努めること。

なお、この覚書及びガイドラインは法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

平成30年10月1日

門 司 税 関 長

福田浩昌

公益財団法人日本関税協会門司支部長

利島康司

公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会長

牛山啓二

**不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等の密輸防止のための
門司税関と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会会員との
協力に関するガイドライン**

1 はじめに

- (1) このガイドラインは、門司税関（以下「税関」という。）と公益財団法人日本関税協会門司支部保税部会（以下「保税部会」という。）会員との協力活動の具体的内容を記述しているものである。
- (2) このガイドラインは、不正薬物、銃器及びテロ関連物資等並びに金地金等（以下「不正薬物等」という。）の問題に関する国際環境の変化等内外の諸情勢の変化に応じ、税関と保税部会との協議及び合意に基づき変更することができる。

2 目 的

このガイドラインの目的は次のとおりである。

- (1) 不正薬物等の密輸防止のための税関と保税部会会員との協力を強化するとともに、不正薬物等の問題に対する保税部会会員の認識を高めること。
- (2) 不正薬物等の密輸防止について、保税部会会員の自主的活動を促進すること。
- (3) 不正薬物等の密輸に保税部会会員の取扱貨物、施設、その他の関連サービス等が利用されることを防止すること、また、保税部会会員の従業者が、不正薬物等の密輸に関与することを防止すること。
- (4) 不正薬物等の密輸防止、調査等に関する税関の活動を促進すること。
- (5) 税関による適切な取締りとの調和を図りつつ、保税部会会員の円滑な業務の遂行を最大限促進すること。

3 原 則

このガイドラインの実行に当たり、税関及び保税部会会員は以下の原則に留意するものとする。

- (1) 保税部会会員の第一の責務は、貨物の適正な管理を行うものであること。
- (2) 保税部会会員及びその従業者は、法執行機関としての活動を行うものではないこと。
- (3) 税関と保税部会会員の間で相互に提供された情報は、その秘密が厳守されるべきものであること。
- (4) 税関と保税部会会員の協力のための各事項は任意に実施されるべきものであること。

4 全般的な事項

- (1) 税関及び保税部会会員は、他の関係者とも協力してこのガイドラインの各事項を実施することにより、保税部会会員の取扱貨物に対する税関手続が適正に行われるとともに、その一層の迅速化が促進されるよう努める。
- (2) 税関及び保税部会会員は、このガイドラインが円滑かつ効果的に実行されるよう、双方協力し、相互に関心のある事項について、必要に応じ検討を行うものとする。
- (3) 地域の実情、貨物の種類その他の状況によりこのガイドラインに記載する措置が不十分、又は不適切な場合、税関と保税部会会員との協議及び合意に基づき適切な措置を講じる。

5 保稅部會會員が実施する事項

保稅部會會員は、不正薬物等の問題の重要性を十分認識し、可能な範囲で、以下の事項を誠実に実施するよう努めるものとする。

情報の提供

- (1) 貨物及び関連書類等に関し、不正薬物等の密輸が疑われる不審な状況等を発見した場合は、速やかに税関に通報すること。
- (2) 内容物が抜き取られる等コンテナ又は貨物が不正に取り扱われた疑いがある場合は、速やかに税関に通報すること。
- (3) 貨物の内容点検等の際に、不正薬物等と思われる物品を発見した場合は、速やかに税関に通報すること。
- (4) 税関の要請（以下「要請」という。）に応じ、特定の貨物等に関する詳細な情報を税関に提供すること。

従業者に関する措置

- (5) 従業者の不正薬物等に対する問題意識を高めるとともに、従業者が不正薬物等の密輸に利用され、又は関与することを防止する観点から、不正薬物等の問題全般についての啓発を行うこと。
- (6) 税関から提供された、不正薬物等の密輸が疑われる不審な状況等を紹介した資料を活用し、従業者の知識向上を図ること。

一般的事項

- (7) 税関が不正薬物等の密輸防止、調査のための具体的活動を行うに当たり、要請に応じ、必要な場所、施設、備品等の確保に協力すること。
- (8) 税関が不正薬物等の問題についての広報を行うに当たり、要請に応じ、場所の確保に協力すること。
- (9) 従業者に対し、このガイドラインを周知するとともに、顧客及び関連業者に対し、適正な税関手続の確保に協力するよう働きかけること。

6 税関が実施する事項

税関は、保稅部會會員の円滑な業務の遂行に配慮しつつ、保稅部會會員の協力を促進するため、以下の事項を実施する。

情報の提供等に対する措置

- (1) 保稅部會會員から情報の提供があった場合は、同会員のとるべき措置について、適切な助言を行うこと。
- (2) 保稅部會會員の従業者との協力関係を維持、強化するよう努めること。

研修等

- (3) 保稅部會が保稅部會會員に対して行う、あるいは保稅部會會員が自社の従業員に対して行う不正薬物等の密輸防止についての研修等に関し、資料の提供、講師の派遣等の協力を行うこと。

- (4) 不正薬物等の密輸防止及び不審物・不審者等に関する情報提供依頼等の広報資料の配布及び普及に努めること。

一般的事項

- (5) 税関職員は、このガイドラインによる保税部会会員の協力措置を要請し、又は情報提供を受ける場合には、適切な方法で身分を明らかにすること。

7 税関及び保税部会会員間の連絡に関する事項

税関及び保税部会会員は、明確かつ速やかに連絡、問合わせのできる連絡先（担当者名、連絡場所、電話番号等）を相互に登録し、このガイドラインの適切な実行を図るものとする。